

障 号 外
令和 7 年 6 月 2 7 日

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長

福祉・介護職員処遇改善加算等に係る実績報告書（令和 6 年度）の提出
について（依頼）

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

表題について、令和 6 年度福祉・介護職員処遇改善加算等を取得した事業所等におかれましては、下記のとおり実績報告書を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書【別紙様式 3－1、3－2、3－3】

※留意事項

- ・原則、本様式を用いて実績報告書を作成してください。ただし、計画書を別紙様式 7－1（加算未算定事業所）により提出した法人においては、別紙様式 7－2 により提出することができます。
- ・根拠資料は、保管の有無をチェックリストで確認することで原則提出不要です。
- ・複数事業所を一括して申請する際の指定権者別・都道府県別一覧表は不要です。
- ・「賃金改善所要額」の比較対象となる年度は、「初めて加算を取得する（した）前年度」ではなく「（申請の）前年度」です。

2 提出期限

令和 7 年 7 月 3 1 日（木）

3 提出先

しまね電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure/6113924308009763825>

4 留意事項

- ・様式の要件が×のままで提出しないこと。
- ・福祉・介護職員処遇改善実績報告書において、賃金改善所要額が令和 6 年度分福

祉・介護職員処遇改善加算等の総額を上回ること。仮に下回る場合は一時金等により追加で支払い、上回るようにすること。

- ・その他詳細については、以下の厚生労働省通知を参照すること。
福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
(令和6年3月26日障発0326第4号)
- ・問い合わせは質問票で、メールにより提出してください。

5 様式等掲載ページ

島根県＞医療・福祉＞福祉＞障がい福祉＞事業者向け

7-1 障害福祉サービス事業所・施設関係 (1) 事業者の指定、報酬算定に係る届出等について

＞※令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告について（実績報告提出期限：令和6年7月31日（木））

【お問い合わせ先】

※メールでお願いします

(東部・隠岐)

島根県健康福祉部障がい福祉課
指導給付係

(西部)

島根県健康福祉部地域福祉課
石見指導監査室

メール：syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp

(東部・隠岐・西部ともに共通アドレスです)